

村長から村民の皆さまへのお願い

1月7日、政府は「新型コロナウイルス感染症」の拡大防止に向け、緊急事態宣言を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一都三県に再発令しました。

首相の発言のとおり、1月8日から2月7日までの1か月間、徹底的に対策を行っていくこととしました。ワクチン接種の準備が急がれている中、今必要なのは一人ひとりの責任ある行動です。引き続き村民の皆さまへ、以下のお願いをいたします。

— 村民の皆さまへ —

- 緊急事態宣言が発令された都県への移動を控える。また、やむを得ない事情により移動があった場合には、健康管理を徹底していただき、少しでも症状があれば、かかりつけ医や「受診・相談センター（☎0120-567-747）」（裏面）に相談する。
- 県外との往来は、移動先の感染状況を十分に確認し、感染防止対策が確認されていない施設等はできるだけ避け、感染防止対策を徹底し、慎重な行動をする。
- 感染リスクの高まるとされる「飲食を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」等での感染症対策を徹底する。
- 3密「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」を避け、基本的な感染対策を継続するなど、「新しい生活様式」を実践する。特に寒い環境でも喚起を実施する。
- 咳エチケットや手洗いを始めとする基本的な感染症対策を徹底する。
- 感染リスクの高い地域に移動する場合には、移動後2週間の行動歴を記録や（スマートフォンの）接触確認アプリの活用など、感染拡大の危険性を最小限にする。
- 懸命に対応いただいている医療関係者をはじめ、新型コロナウイルス感染症の陽性となった方やその関係者に対する差別や偏見はしない。

令和3年1月8日

湯川村新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長（村長） 三澤 豊隆